

平成 19 年第 2 回定例会(第 2 日 6/8)

●議長(村田一郎) 長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 こんにちは。

ちょっと原稿を読ませてもらいますけれども、1972年2月2日に日本に帰還した横井正一さんは、生きて本土へ戻らぬ決意で出かけていったという記憶がしっかりとあったため、帰国の際の第一声は「帰ってまいりました。恥ずかしながら、生き長らえて帰ってまいりました」というものだったそうです。私もちょっとそんな気分でここに立つるところでございまして、質問をさせていただきたいと思います。

4年間ブランクがあって、大分議会のルールも変わったみたいですから、何か私の質問の仕方の問題があったら、どうぞとめていただいて結構でございます。(笑声)申し合わせに基づいてということで、よろしくお願いします。

私はもう、先番議員が大分ご質問なさいましたので、議案第1号に関してちょっとだけお伺いをしたいと思います。

公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例ということでございますけれども、職員の派遣というところを、ちょっとどうとらえるかというのをいろいろ考えました。で、私が平成10年の12月14日に報告書として上げた特別委員会がございました。行財政問題調査研究特別委員会というのがあって、そこで私もいろいろと議論をさせていただいたんですけれども、当時から、この市全体をいろいろと改革していかなきゃいけないということで、定員のことですとか——職員の定員ですね、それからさまざまな問題について話し合いをしたんですけれども、今、それからもう何年もたちまして、ここにも書いてあるんですけどね、第3次船橋市新行政改革大綱というのがあって、それは自治省の指針を受け、定員管理、組織管理、補助金等についての数値目標を示した大綱となる予定であると、この報告書には書いてあるんですけれども、ということで、特に定員のことについてというのは、非常に厳しくというか一生懸命やっていただいて、今は適材適所というか、もう定員もぎりぎりでの役所自体を運営していると思っております。そんな中で職員を派遣するというのがどういうことなのかというのが、どうしても私自身が納得できなかったんですね。この条例改正やって。

この市役所の中の職員の皆さんというのは、私自身が感じるのは、大変優秀である。特に、これもちよっと読ませていただきますけれども、役所に採用されたときに、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、擁護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います」ということで署名捺印をするんですね。非常に崇高なというか、公のために一生懸命働こうという志を持ってこの船橋の市役所に勤めるというふうにした職員の皆さんを、ぽーんと先方からの要請があったからということで派遣をするということが、それが本当にいいことなのかどうなのかというのが、どうしても自分の頭の中での整理ができなかったんですね。それでいろいろとその辺ももう1度考えてみたところでも、やっぱり納得いかない。

この市役所、船橋市というのは、市長が皆さんからいただいた税金を、どうやってまた再び市民の皆さんに効率よく公平に再配分をするかということを考えなきゃいけない。それを考えて実行する市長の秘書役とでもいいですか、そういう立場であるのが職員だと思ってるんですけども、そういう市民にとっても、市長にとっても宝物というか、貴重な財産である市の職員を他の機関に派遣をするということが、私はそう簡単にしてもらっては困るなというふうに思ったところなんで、1つだけお伺いをしたいというのは、今言ったような形で、僕は財産だというふうに思ってるんですけども、このことについてどういうふう考えてるかというふうにお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

[総務部長登壇]

●総務部長(瀬上清司) 議案第1号に関するご質問にお答えいたします。

まず、冒頭、私ども職員大変優秀だとお褒めにあずかりました。職員一同になり代わりまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、お答え申し上げます。

職員の派遣に対する市の私どもの考え方でございますけれども、さまざまな研修や日常業務での経験を積み重ねる中で人材育成を図ってまいりました職員は、議員もおっしゃられましたとおり、船橋市にとりまして大変貴重な財産であるというふうに私どもも考えております。この貴重な人材を要請に基づき外部の団体に派遣いたしますことは、船橋市にとりまして大きな影響がございます。財政計画健全化プランに基づ

き 350 人の人員削減に取り組んでいる中で、今回のような突発的な派遣の必要が生じた場合、職員配置上、大変厳しい状況でございます。

しかしながら、今回のケースでは、船橋市民が大きな不安を抱いております耐震偽装問題に端を発する建築基準法の改正に伴い、構造計算のダブルチェックを行うために必要な職員を派遣するものでございまして、市民の不安解消に資するとともに、派遣される職員の資質の向上も見込まれますことから派遣を行うことといたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご答弁ありがとうございました。

せっかくお礼を言ってもらったんですけど、僕、この人が優秀だって言ってないんですよ。今いろんな話を調べるために職員の服務規程ってずっと読んでいたんです。6 条、名札のこと書いてあるんですよ。これ、僕は随分前にも言わせてもらったんですけど、だれもつけてないんですよ。(「課長つけてるよ」と呼ぶ者あり)課長はつけてるんです。なので、ちゃんと服務規程を守りなさいということですね。

それで、それはそれでいいんですけれども、百歩譲ってというところがあるんですけれども、実は、県の方に行って県土整備部の方々にお話を聞いてきました。で、この建設技術センターというのは県がかなり出資をして、市町村はほんの数百万程度の出資であるわけでございまして、その出資——出捐金というんですか——の比率からすると、船橋市が 1 人を出すというのはちょっとやり過ぎじゃないのという感じをしたんですね。

最初、市の担当の皆さんから話を聞いていたのは、県が 3 人で、特定行政庁が 6 人だか 7 人だかと言ってたんですけれども、よくよく聞いていくと、県で同じような形で働く人はそんなにいないということだったし、それから、理由を聞くとまあまあ仕方ないのかなとは思うんですけれども、それにしてももうちょっとやりようがあったんじゃないのというのは、それは県に対して僕は物すごく思ったので、県土整備の方の方々にちょっと言わせていただいたんですけれども、今後、この条例に基づいて派遣ということが起きたときには、ぜひ派遣先の団体の性質ですとか、定員管理がどうなってるかとか何かということも全部調査をして、やむを得ないというときだったら仕方ないと思うんですけれども、今回ののは、県土整備部の方の話を聞いて、大分仕方ないかなというふうには思ってきたんですけど、それでもまだ納得いかない。納得いかない

というのは、県知事が東京都内にある、あるいはその他の地域にある機関を指定すれば済んじゃう話なわけですよ。それをあえて2つぐらいにしか指定機関を指定しないで、その1つは建設技術センターにして、そこに人がいないから人を派遣してくれと。だったら、ほかの団体でも何でもいいからそこを指定機関にすればいいじゃないかという話をしたんですけれども、そういう有資格者だか何だかがまだまだ足りないからということだったんで、それはそれでしょうがないのかなと。

おおむね5年間という派遣期間だということだったんですけれども、その5年後に見直すということだけらしくて、そこでどうなるかというのはまだわかんない。5年間同じ人を派遣するんじゃないからいいじゃないですかと県の人も言ってたんですけれども、そういう問題じゃないんで、その辺をもうちょっと、この問題のみならず、今後そういう事象が起きたときには、きっちりと県や——国のはあり得ないんでしょうけれども、県の言いなりにならない。絶対に県の言いなりにならないようにだけはしていただきたいというふうに思います。

質問ではなく、要望にはなっちゃいますけれども、そういうことでよろしく願いをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

.....

- 議会運営委員長(齊藤守) 暫時休憩願います。

- 議長(村田一郎) ここで、会議を休憩します。

14時07分休憩